

平成23年第4回教育委員会

臨時会会議録

平成23年3月18日

東久留米市教育委員会

平成23年第4回教育委員会臨時会

平成23年3月18日 午後2時00分開会
本庁舎6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (2) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - (5) その他
 - (6) 諸報告
 - ①平成23年第1回市議会定例会について
 - ②3月11日に発生した地震への対応状況について
 - ③審査請求に関する諮問の概要について
 - ④平成23年度小学校給食の調理業務委託業者について
-

出席委員（4名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	教 育 長 永 田 昇

欠席委員（1名）

委 員 松 本 誠 一

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	教 育 部 主 幹 山 下 一 美

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成23年第4回教育委員会臨時会を開会する。本日は松本委員が欠席であるが定足数を満たしているため、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午後 2時00分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は5番井上委員にお願いする。

◎会議録の承認

- 委員長 1月20日に開催した第1回臨時会、1月25日に開催した第2回臨時会及び2月4日に開催した第2回定例会の会議録については各委員にご覧いただいているのでよろしければ承認を得たい。異議なしと認め、いずれの会議録も承認された。

2月16日に開催した第3回臨時会の会議録については後ほどお配りするので、内容の確認をお願いします。

◎人事案件につき公開しない会議の宣告

- 委員長 「議案第16号 東久留米市教育委員会職員の異動について」及び「議案第17号 東久留米市体育指導委員の解職及び委嘱について」は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。全員挙手であり、公開しない会議とする。

◎議案審議の順序について

- 委員長 通常は人事案件を先に審議するために冒頭に公開しない会議を持ってきているが、本日は議案第15号を先にご審議いただき、その承認を得てから議案第16号の審議になることになる。ついては議案第15号の審議後、人事案件の議案第16号及び17号については公開しない会議とするのでご了承願いたい。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴者はいらしているか。
○総務課長 いらっしゃらない。
○委員長 おいでになったら、お入りいただくこととする。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第2、「議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
○教育長 「議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成23年3月18日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長

に委任する事務を明確にする必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

○総務課長 新旧対照表をご覧いただきたい。本規則は「地方公務員法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「教育委員会」から「教育長」への権限委任について規定したものである。第2条6号で規定する教育長に委任できない事務として、「委員会及び委員会の所属する学校その他の教育機関の教員の任免その他の人事に関すること（服務に関する事項を除く。）」があるが、現行の本事務の決裁規程を規定する事務分掌の部、総務課庶務係の13項の「異動を決定し発案すること」はそれに該当するために削除して14項を13項とし、15項から31項までを1項ずつ繰り上げる改正（案）である。施行日は平成23年3月18日からの施行とする。

○委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第15号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第15号は承認することに決した。

◎その他

○委員長 日程第5、その他について。事務局から何かあるか。

○教育部長 ない。

○委員長 ないようなので次に進む。

◎諸報告

○委員長 日程第6、諸報告に入る。「①平成23年第1回市議会定例会について」から順次、報告を求める。

○教育部長 資料の「平成23年第1回市議会定例会一般質問答弁概要（教育委員会関係）」をご覧いただきたい。阿部利恵子議員の質問の「放課後の子どもたちの居場所の充実について」には、「放課後の居場所づくりは多くの小学校で取り組まれており、希望があれば場所の提供などについて支援させていただきたい」と答弁している。同じく、「図書館へのアウトソーシング導入の状況、経費をかけずに開館時間の延長が実現できないか」という質問には、「今後の図書館をどのようにしていくか、運営していくかについては検討委員会で検討を進めている」「時間の延長については他市の状況を見ると、現在の午前10時から午後5時までの開館時間を平日及び土曜日を含めて全館午後6時まで延長することが考えられる。また、中央図書館においては平日に限り、さらに延長が可能ではないかと考えている。しかも、これらのことは正規の職員数を増やすことなく、経費も今以上かけることなく実現できるのではないかと考えており、検討を進めている」と答弁している。津田議員の質問の「小学校の登下校の安全対策として、児童が学校に登下校したことを保護者などに知らせるメール配信を実施している自治体があるが、本市に導入予定はあるのか」については、「既に実施している自治体の多くはPTAが中心となって導入を進めており、利用料金として月額250円の保護者負担があるが、ICカードの発行やカードリーダーの設置費用、インターネット回線費用などは無料と聞いている。導入については希望制であることや受益者負担の考慮等について、さらに研究していきたい」と答弁している。糸魚川議員の質問は「豊かな聞こえの世界」として、「難聴者のために磁気ループを生涯学習センターに設置することを調

査研究したいと平成22年第2回市議会定例会で答弁しているが、その後の進捗状況はどうか」という質問である。これについては、「携帯型で持ち運びが便利な磁気ループであれば会議室や相談カウンターなどで多目的活用でき、設備費用も低価格となると現時点では考えている。今後は磁気ループの機種や設置場所の活用方法について、さらに研究を進めていきたい」と答弁している。同じく、「特別支援学級にかかる南町小学校と第六小学校への開設までの対策について」には、南町小学校については整備内容について説明し、「23年度までに設計委託を終了し、24年度に改修工事を行い、25年度から開設する計画となっている」と答弁している。第六小学校についても同様に整備内容の説明をしている。また、「現在、市外の通級学級に通級している児童は6名で、練馬区と小金井市の通級学級にそれぞれ通級している。受け入れをお願いしている練馬区と小金井市については、現時点では23年度も引き続き通級が可能である」と答弁している。同じく、「第四小学校の今後の利用状況について」には、「同校閉校後の利用方法については平成19年度に策定した『東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）』で方向が示されているが、今後の環境変化等を見定め、改めて検討していきたい」と答弁している。原議員の質問は「小学校給食の民間委託について、市長は市民からの公開質問状の回答の中で『市民参加で検証する』としているが再検証されたのか」で、これについては「市民を対象とした検証は第七小学校の保護者・学校管理職・教職員を対象として、導入直後と2学期終了後の2回実施している。「平成24年度から『次期計画の検討』となっているがどういうことか」については、「現在、教育委員会が進めている小学校給食調理業務委託は平成21年度から25年度までの計画として進めている。導入計画の年次計画には、その後給食調理員の退職者の推移を勘案しながら導入を進めるとされている。教育委員会において、24年度から次期計画の検討を行うものである」と答弁している。桜木議員の質問は「小・中学校の校庭開放策について」で、「児童・生徒がスポーツに取り組み体力を向上させるためには土・日の小・中学校の校庭開放を進める必要があると考えているので、校庭開放の現状と課題及び今後の校庭整備計画について」である。これについては、「校庭開放は現在小学校14校の全校と中学校2校で取り組んでいる。限られた校庭を有効に活用できるよう、今後とも関係団体と連絡調整を十分に図って実施していきたい」と答弁している。また、「小・中学校の校庭整備計画については今後の課題と認識しているが、体育館の耐震化工事や大規模改修、空調機設置工事など多額の費用を要する事業を順次進めていく必要があるため、現在は計画的・抜本的整備は行っていない。校庭における児童・生徒の安全性の確保の観点から現在は状況に応じ、随時簡易な整地を行うなどの措置を講じ、授業等に影響が出ないように努めている。懸案課題となっている校庭の雨水対策については財政状況が厳しい中であるが、緊急的要素が高いと判断し、来年度の当初予算において本村小学校及び西中学校の校庭雨水排水施設整備実施設計委託費を計上した」と答弁している。同じく、「白山調整池の中央部に盛り土した成果をどのように考えるか。また、中央部に盛り土した影響で水の道に変化が生じた結果、白山調整池北側のグラウンドが湧水により利用が一層難しくなっているが今後の対応策について」という質問については、「白山調整池の中央部に盛り土を行った影響により、そのような変化が生じているという情報は得ていないので確認することはできない。しかし、中央部の盛り土によりスポーツができるようになったと、利用団体からは大変喜ばれている」と答弁している。間宮議員の質問は「子どもたちを取り巻く環境の整備について」として、「子どもが学ぶ権

利の保障について～南沢地域、特に第五小学校の子どもたちの安全対策について」で、これについては「特別支援学級の固定学級に通級している児童・生徒の通学手段は現在ないが、教育委員会では市内外を問わず、特別支援学級に通学、または通級している児童・生徒に対して、通学費を実費援助している」と答弁している。さらに、「現在大型商業施設の建設が計画されている南沢五丁目の旧第一勧銀グラウンド跡地については、北側の道路である五小通りに商業施設等が建設されることにより交通量が多くなることが予想されている。そのために、教育部では平成21年7月28日付で交通安全や渋滞対策等についての要望書を都市建設部を通じて事業者に提出した」と答弁している。梶井議員の質問は「河川水質、水生生物の保全について～プール排水を公共下水道へ接続する費用として1校分当初に予算計上されているが今後他校についても接続していく予定なのか」というもので、これについては「財政が厳しい状況だが、来年度当初予算では先ず第一小学校の接続工事を実施していきたいと考えている。今後もさまざまな課題の中で財政面を勘案して判断していきたい」と答弁している。白石議員の質問は「図書館に関する基本計画を策定する考えはないのか。レファレンスなどの専門的知識のある職員が求められるが、研修体制はどのようになっているのか。『東久留米市子ども読書活動推進計画』にもある学校図書館への学校司書配置や、限られた資源の有効活用という観点から学校図書館間や市内図書館とのオンライン化についての考えを伺う」という質問で、これについては「昨年10月、図書館では『市民とともに歩む図書館を目指して』という報告書を作成し、現在それを受けて東久留米市図書館のあり方に関する検討委員会を進めている」という答弁と、「図書館に配属された職員に対しては、初めは図書館全般についての研修を行い、さらに担当が決まるとその業務について詳しい研修を行っている」「来年度、指導室が小学校から1校を選んで学校図書館教育推進モデル校（仮称）として指定し、学校司書の配置を含めた学校図書館活動の充実に関する研究を進める」という答弁をしている。小山議員の質問は「教職員の免許の更新制度の現状について」で、これについては「平成21年4月から導入された教職員免許の更新制度については、平成22年6月に当時の川端文部科学大臣により、教職生活の全体を通じ、教員の資質能力の総合的な向上方策について中央教育審議会に諮問するなど見直しの動きがあった。しかし、その後の情勢の変化を受け、平成22年9月に文部科学省では平成23年度の制度継続を前提とした文書を全国の教育委員会などに送付し、法律が改正するまでは現行の制度は有効であるとし、教員には更新講習の受講を呼びかける一方、受講せずに免許が失効することのないよう注意を喚起するとともに、教員免許法の改正を見送る方針を固めた。この時点における文部科学省の推計によると対象教員の約6%が更新講習を未受講であり、免許失効者である可能性が高いことが心配され、本市においても昨年9月以降定例校長会等を通じて、各校の対象者について講習の受講状況や更新の進捗状況を確認するとともに、免許が失効することがないように指導してきた。その結果、本市の対象教員については更新講習修了確認等の申請期限までに必要な申請が行われ、手続きが完了する見込みとなっていることを確認している。次年度以降の対象者についても必要な確認を行い、今後も制度が円滑に実施できるよう、教育委員会として必要な措置や指導を行っていく」と答弁をしている。

○委員長 この件は以上にとどめる。次の報告を求める。

○教育部長 3月11日に発生した地震への対応状況について報告する。地震が発生した3月11日であるが、地震直後に手分けして各学校へ被害状況の確認の電話を入れている。児

童・生徒の避難状況や施設の状況等を確認したところ、この時点では各学校から別紙4のような連絡があった。第一小学校では窓ガラスが割れ、第三小学校では「1階の受水槽のパイプのつけ根から水漏れが生じているので業者に連絡した」ということである。第四小学校からは、プールの水があふれた等の被害報告があった。なお、当日の午後4時の時点で、児童・生徒の避難完了を確認している。けが等の被害状況の確認が取れたので、保護者が迎えに集まり始めたころから、各学校長の判断において下校を許可した。4時10分、「下里中学校の生徒が、遠足で行ったディズニーランドのゲートで足どめされている」という連絡が入った。また、東中学校の10組が川越に遠足に行ったが、電車がとまっているのとの連絡が入った。4時40分、久留米中学校・南中学校・第二小学校・南町小学校に、市民が自主避難して来ているという連絡が入った。5時20分、自主避難の市民に対しては教育委員会の管理職・主査等が第二小学校と南町小学校へ向かい、現地で状況を説明し、市民が帰宅した。次のページをご覧ください。第三小学校の受水槽については業者に応急措置を依頼した。この時点で小山小学校の給食リフトの停止、第二小学校の直結水における濁り水の発生、神宝小学校と本村小学校における体育館屋根の亀裂、さらに他の被害状況の報告を受けて、月曜日に確認作業を行うことになった。また、ガラスの破損等の被害が各校で発生しているが、大事に至っていないという連絡があった。6時30分、東中学校の生徒は新所沢駅にバスで到着し、保護者が各自迎えに来ることになった。午後10時、防災担当の指示により、当日の帰宅困難者の避難確保のために教育委員会の管理職5名が市民プラザと駅に出向き、応援をしている。翌12日には、下里中学校の生徒が無事帰宅することができた。第三小学校の受水槽については12日に応急措置が完了し、修理が完了したという報告があった。給食関係については、12日に第一小学校・第二小学校・第三小学校・小山小学校の点検をした結果、エレベーターの停止や水の濁り、天井のひび割れを確認したが、13日に改めて検査に行き、その結果、給食については14日から提供できた。なお、14日は計画停電が予定されているため、今回の14日の区域の中で第3ブロックに入っている第十小学校区域については、当日、課長1名と係長2名、指導主事1名の計4名が同校に向かった。しかし、当日は計画停電が中止になったので、現地を確認して戻ってきている。さらに、学校は15日から午前中のみとし、給食なしで下校することを決定した。給食については材料の確保や停電による濁り水の発生等による衛生管理の問題が発生するというので、25日までは提供しないこととした。

また、学校施設の開放や生涯学習施設の利用時間については災害対策本部と話し合いをし、今後は午後5時までの使用とすることで決定した。15日には教育委員会内部で調整をし、別紙のとおり今後の対応について決定した。市のホームページにも関連情報を掲載しているので、資料をご覧ください。17日の正午から、指導室、学務課、生涯学習課・総務課、図書館の区分でそれぞれのお知らせをしている。

- 委員長 配布されたこのマップは新しいものか。
- 教育部長 この23年1月発行のものが直近である。
- 委員長 いろいろとお骨折りをいただいているが、しばらくは新しい事態が起こるだろうから可能な限りの対応をお願いしたい。
- 委員 市では各学校に市民が避難されてきた場合を想定し、地域での断水に対応するため、ある程度の水を学校で確保しておくことを検討していると思う。ライフラインの確保のため

に最低限のものが市役所を中心に保管されているだろうが、避難場所の学校にも必要ではないか。幸い、本市は断水も停電もなかったが、両方止まる可能性もあるので最低限の食料等も確保しなければならない。ある程度までは最善を尽くさなければいけないと思うので、今後、検討していただきたい。

○**教育部長** 各学校は避難所なり一時避難所になっているので、毛布や乾パン等が保管されている。今回、市民等の避難場所として使用した第二小学校についてもその毛布を使用している。ただし、避難所のトイレが使用できるのかどうかという問題がある。現在、学校の高架水槽に5 t程度の水を貯水しており、2時間ぐらひは使用できるが、それ以降になると電気が止まった場合は上に水を上げられないためにトイレは使用できない。今後、防災の所管課とも話し合いながら、一時的にでも使用できるのかどうかを検討課題だと思う。なお、被害の程度によってはパイプが破損した場合、水が送れない事態になる。

○**委員長** 仮設トイレは使えるのか。

○**教育部長** 学校には仮設トイレは設置していない。しかし、前回の災害対策本部の会議ではどこかの学校に設置したということである。

○**教育長** 全市的にはほとんどないようである。

○**委員長** 指導室の報告にある「授業時刻の変更」についてであるが、学校ではこの対応を評価していた。この件は以上にとどめ、次の報告を求める。

○**生涯学習課長** 3月11日に開催された第1回定例会の総務委員会において行われた、審査請求に関する諮問の概要について報告する。審査庁である市長は審査請求に対する見解を2点出している。1点目は、今回の生涯学習センターでの利用の不承認通知についてである。不服申し立ての対象となる処分は、「公権力の主体たる行為の中で、国民の権利や義務を形成することが法律上認められているもの」と定義されている。したがって、情報コーナーの利用については具体的な利用権を認めることができないという理由から、今回のチラシやポスターの配架の申し込みについては不承諾の意思表示と解しており、不服申し立ての対象となる処分には該当しないという見解を出している。2点目は、情報コーナーの利用権についてである。地方自治法第244条では公の施設の利用権として保障しているが、情報コーナーについてはホールと異なり、条例で明文規定されていない。したがって、情報コーナーの利用についてはこのような明文規定がない以上、具体的な法律上の利用権として認めることができないとしている。結論としては、今回の処分については不服申し立ての処分の定義には該当しないので、審査請求の対象外の行為として行われた。したがって、行政不服審査法を適用の上、却下の裁決をすると結んでいる。

なお、総務委員会の中では何点か質疑があった。「市議会NOW」の5号については憲法第21条に定める表現の自由の問題があるが、そこをどのように解するかについては、「審査庁では掲示物の情報コーナーは掲示を制限しているにすぎない。表現の内容まで規制していないので21条には違反しないものであると考えている」と述べている。そのほか、行政庁の処分ということで、「今回の不承認通知には処分性があるのではないか」という議論もある。そのほか、「審査請求は却下であるが、処分庁では棄却と求めている。この違いにはどのような問題があったのか」という質問もあった。結果は挙手少数で、諮問第1号は否決されている。28日に本会議が開催されるので、採決の結果を見守りたい。

○**委員長** この件は以上でとどめる。他に報告はあるか。

- 教育部長 ない。
- 教育長 ここで暫時休憩していただきたい。
- 委員長 暫時休憩する。

(午後 3時07分)

(午後 3時08分)

- 委員長 再開する。
- 学務課長 23年度から新たに学校給食の調理業務委託を行う予定の業者が、このたび営業停止となった。現在その業者と協議をして、来年度の契約については見送ることで準備を進めている。この件については昨日連絡が入り、急遽動いている。来年度については今年度進めてきた指名業者選定委員会の中で、二次審査の第2位以降の業者と新たに契約する準備を進めている。詳細についてはその都度教育委員会に報告するが、早急に決定して、4月から学校給食が無事にスタートできるよう進めているところである。
- 教育長 新たな業者の選定に当たっては、順位により各業者の意向を聞いている。ここで業者が変わっても、4月からの給食調理については支障なくできると考えている。昨日のこともあり、これから詰めなければならない部分はあるが、教育委員会としては支障のないよう進めていく。
- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 受託業者等決定した内容については、学校や保護者に対しての説明が既に終わっている。急なことなので説明と報告は春休みに入ってからになると思うが、決定次第周知していくということになるのか。
- 教育部長 そのように進めていく。
- 委員 現場の混乱がないようにお願いします。
- 教育長 ここ何日かで、今までの業者との契約の解除と新たな業者との契約の締結を行わなければならないため、正式に決定したら学校と相談して対応していく。
- 委員長 午前授業により給食がなくなったことについては、業者との話し合いはスムーズにいったのか。
- 教育部長 こういう事態であるので、今回の給食中止についてはスムーズに業者と話し合いを行い、了解を得ている。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成23年第4回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後 3時12分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年3月18日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)